

有害大気汚染物質等対策推進費

273百万円(273百万円)

水・大気環境局大気環境課

1. 事業の概要

平成20年11月にPRTR制度の対象物質が見直し（354→462物質）されたことを受け、有害大気汚染物質に係るリスト（234物質）の見直しに着手しており、今後、リストへの所要の物質の追加が見込まれている。

さらに、PRTR制度については、個別事業所の排出量データが開示請求方式から公表方式に改められ、地方公共団体による地域における有害大気汚染物質の排出状況の把握における利便性の向上が見込まれている。

このため、大防法第18条の22第3項に基づき、事業者による排出抑制の措置を促進し、地方公共団体の施策の推進に資するよう、排出抑制技術等に関する情報の収集・普及を行い、地域における排出抑制対策を支援する。

また、非意図的に生成する残留性有機汚染物質（POPs）については、地球規模での環境汚染が報告されており、平成16年に発効したPOPsに関するストックホルム条約及び同条約に基づき政府が作成した国内実施計画において、排出実態調査等を行うことが求められている。

今般、ストックホルム条約第4回締約国会議（平成21年5月）において、同様に非意図的に生成するペンタクロロベンゼンを新たに条約附属書に追加することが合意されたことから、当該物質を調査の対象に加え、排出実態、生成機構に関する調査、排出インベントリの作成、排出抑制のための技術情報の収集、普及を行う。

2. 事業計画

調査項目	H21	H22	H23	H24
・有害大気汚染物質排出抑制対策推進事業				→
・非意図的生成の残留性有機汚染物質対策推進事業				→

3. 施策の効果

事業者と地方公共団体の連携による排出抑制対策を支援することにより、地域における有害大気汚染物質の効果的な管理の改善を推進する。

また、非意図的生成のPOPsについて、発生源及び生成過程等を明らかにし、排出インベントリを整備し、排出抑制対策を検討することにより、これらの物質の排出抑制に資する。

有害大気汚染物質等対策推進費

目的

低濃度ではあるが長期ばく露によって人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質や、肺の中に入ると、肺がんや悪性中皮腫等の疾病を引き起こすおそれのあるアスベストによる、**国民の健康被害の未然防止対策**を推進する。

事業内容

大気汚染状況の把握

環境大気中における有害大気汚染物質、アスベストのモニタリングを、対象物質に応じて測定方法を開発しつつ実施。

排出抑制対策の検討

大気汚染状況等に応じた排出抑制対策を重点的に実施すべき物質の選定を行い、国内の排出源からの排出状況に応じた排出抑制対策を、国内外の科学的知見を元に検討

<地域・事業者単位での排出抑制対策の実施>

国際貢献

我が国が、これまで培ってきた技術や対策等の経験を活かして、各国における有害大気汚染物質、アスベスト対策の施策展開を支援。

有害大気汚染物質排出抑制対策 推進事業

従来の取組：有害大気汚染物質に係る有害性情報や曝露情報等の基礎情報の収集等

重点内容

**地方公共団体と事業者の連携による
排出抑制取組事例、排出抑制技術
に関する情報の収集・普及**

非意図的生成の残留性有機汚染 物質対策推進事業

従来の取組：PCB・HCBに係る排出実態の把握、排出抑制に関する情報の普及等

重点内容

**ペンタクロロベンゼンを
新たに対象に追加**